

長野県豊かな水資源の保全に関する条例

〔平成25年3月25日〕
長野県条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、水資源の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定、水資源保全地域の指定等について必要な事項を定めることにより、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）と相まって、市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(基本原則)

第2条 水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本原則（次条及び第5条において「基本原則」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、水資源の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をしないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に十分な配慮をしなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、水資源の保全についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、水資源の保全について市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う水資源の保全に関する施策に協力するとともに、水資源保全地域の制度の運用その他県が行う水資源の保全に関する施策の実効性を確保するため必要があると認めるときは、市町村に必要な協力を求めるものとする。

(基本指針)

第8条 知事は、水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項
 - (2) 水資源保全地域の指定に関する事項
 - (3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項
 - (4) その他水資源の保全に関し必要な事項
- 3 知事は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民及び利害関係人の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。
(水資源保全地域の指定)

第9条 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域を、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができる。

- 2 前項の規定によるほか、知事は、次に掲げる場合には、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができる。
 - (1) 市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合
 - (2) その他知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合
- 3 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等その他の利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、水資源保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 水資源保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 前各項の規定は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第10条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下この条及び第16条第1項において「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下この項において同じ。）をする契約（予約を含む。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 当該契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該契約を締結しようとする年月日
- (3) 当該契約に係る土地の所在及び面積
- (4) 当該契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
- (5) 当該契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
- (6) その他規則で定める事項

- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付して、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る契約を締結する日までの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするとき又は当該届出に係る契約の締結を中止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付するとともに、当該届出の内容が第1項第5号に掲げる事項に係るものである場合には、併せて関係市町村長の水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。
- 5 水資源保全地域の指定（その区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（その区域の変更にあつては、それにより水資源保全地域となった区域）内の土地について、土地に関する権利を有している者が契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「第5項の指定後速やかに」とする。

- 6 当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合については、第1項の規定は、適用しない。

(届出情報の公開)

第11条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出（同項に係る届出にあっては、中止に係る届出を除く。次条において同じ。）があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該届出の概要をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該届出に係る事項を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該届出に記載された個人情報については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の規定に従い取り扱うものとする。

(助言)

第12条 知事は、第10条第1項又は第3項の規定による届出があった場合その他の場合において、水資源保全地域内の土地における水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者又は当該届出に係る契約の相手方その他水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、前項の助言を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(報告、立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項に規定する者に対し、その者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第10条第1項の規定による届出をせずに契約をし、又はしようとする者に対し、同項各号に掲げる事項、その者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

- 3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地に立ち入り、その利用状況について調査させ、若しくは関係人に質問させ、又はその利用が水資源の保全に及ぼす影響について調査させることができる。

- 4 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(勧告)

第14条 知事は、次に掲げる者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 前条第3項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第15条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(契約の締結の予定がない場合の届出等)

第16条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する権利を有している者は、契約の相手方が未定であることにより第10条第1項に規定する契約の締結の予定がない場合であっても、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出ることができる。

- (1) 当該届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該届出に係る土地の所在及び面積
- (3) 当該届出に係る土地に関する権利の種別及び内容
- (4) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付しなければならない。

3 前項の規定による送付を受けた市町村長は、必要があると認めるときは、知事に水資源の保全の見地からの意見を申し出ることができる。

(土地の所有等の状況に関する情報提供の求め)

第17条 知事は、水資源保全地域内の土地について水資源の保全のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他関係行政機関の長に対し、当該土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(補則)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 この条例の規定については、水資源を取り巻く状況の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。